

# 1 学校防火査察の実施と指導

## (1) 県教育委員会の実施要項

- ① 学校が行う学校防火診断の実施の徹底と指導をする。
- ② 無人校をなくすよう宿日直代行員の設置促進を指導する。
- ③ 木造校舎のうち、小学校32校、中学校19校、計51校を対象として、県教育庁義務教育課管理主事、消防署員が中心となって学校防火査察を行い、代行員の設置、査察結果の改善事項について市町村に要請する。
- ④ 防火に関する広報活動を強化し、防火思想の高揚を図る。

## (2) 市町村教育委員会に対する指導

- ① 小学校・中学校宿日直代行員、警備員の配置を促進する。
- (2) 防火診断を計画的、科学的に実施し、防火体制を強化する。
- ③ 学校管理体制を検討し、教職員並びに宿日直代行員の宿日直勤務の厳正を期する。
- ④ 防火に関する施設・設備の改善を図り、その適切な活用に努める。

# 2 学校防火診断の実施

## (1) 学校防火診断実施のねらい

各学校ごとに防火に関する自己診断を行い、防火体制、消火計画その他について診断結果の評価をなし、問題点の発見に努めるとともに、これが対策を講ずることによって平常の防火管理を強化し、学校火災の発生を未然に防止するため、学校防火診断を毎年5月1日、12月1日を中心として実施している。

## (2) 防火診断の内容

- ① 防火体制
  - ア 消火計画が適正に作成されているか。
  - イ 消火通報伝達の方策が樹立され、避難訓練が定期に実施されているか。
  - ウ 防火管理は適切になされているか。

エ 防火に関する教育は適宜なされているか。

- ② 宿日直（警備・代行）員の勤務状況
  - ア 防火のための巡視は規定どおり実施されているか。
  - イ 宿日直日誌は確実に記載されているか。
- ③ 火気関係設備及び取り扱い状況
  - ア 煙突、煙道に防火上の問題点はないか。
  - イ ストープ、火鉢、こんろの配置、使用は適切か。
  - ウ 石油燃焼施設と可燃物との距離は適切か。また石油、石炭等の保管状況は良好か。
  - エ 都市ガス、プロパンガスの配管、器具の整備は良好か。
  - オ 焼却炉等の取り灰、たき火の処理は適切か。また、たばこの吸いがらの処理は適切か。
- ④ 電気設備
  - ア 定期的に絶縁抵抗試験を実施しているか。
  - イ 電気器具は規格に適合したものであり、その使用方法は正しく行われているか。
- ⑤ 消防用施設・設備並びにその管理
  - ア 消火器は基準数量が配置され、定期的に消火薬剤の更新が実施されているか。
  - イ 避難階段、救助袋等の避難施設に故障はないか。
  - ウ 消火せんは非常時に使用できる状態にあるか。
  - エ 非常警報設備器具は作動し、児童・生徒に周知されているか。
  - オ 防火壁と防火とびら、防火シャッターの間にすき間はないか。

# 3 教職員の宿日直勤務軽減

教職員の宿直、日直勤務の軽減を図ることによって、教職員本来の教育活動に専念できる勤務体制をつくることは、望ましいことであり、国としても昭和43年以来補助を行い、無人化の施策を進めている。本県においても昭和42年以来宿日直代行員の制度を採用し、そのため必要経費の補助を行い、教職員の勤務の軽減と勤務条件の改善に努力している。昭和51年度の概況は、次のとおりである。

小・中学校における宿日直の状況

昭和51年4月調査

調査事項	区分				
	小学校	中学校	小学校	中学校	
学校総数	683	266	683	266	
教職員が宿日直を行っている学校	0	0	0	0	
内訳	教職員のみが行っている	0	0	0	
	教職員が行っている日もあるが他の人が行っている日もある	0	0	0	
教職員が宿日直を行っていない学校	683	266	683	266	
内訳	校内に人がいない	140	28	245	79
	宿日直を行っていないが、校内に学校職員の住居がある。	103	25	127	34
内訳	警備員が宿日直を行っている	0	0	0	0
	用務員が宿日直を行っている。	37	25	37	15